

## 岡谷市フリースクール等利用料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に基づき、不登校児童生徒が多様な学びの場としてフリースクール等を利用するために要する費用の一部を支援し、当該児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童生徒 岡谷市教育委員会が定める不登校児童生徒の成績評価及び出席等の取り扱いに関する指針に基づき、利用するフリースクール等において、在籍校の校長が出席扱いと認める学習等を行う不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 対象児童生徒の父若しくは母又は対象児童生徒が利用しているフリースクール等に第4条に規定する経費を納入している者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒が利用する民間施設のうち、長野県が定める信州型フリースクール認証制度実施要綱により認証を受けている民間施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保護者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 岡谷市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年岡谷市教育委員会告示第1号）の規定による就学援助を受けている者
- (3) 市税等を滞納していない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条の交付申請に係る日の属する年度において、対象児童生徒がフリースクール等を利用するために補助対象者が負担した利用料（フリースクール等が利用者から徴収する費用をいい、

入会金、交通費、教材費その他市長が別に定める費用を除く。以下同じ。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人につき、各月分の補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、その上限額は、1月当たり10,000円、1年当たり120,000円とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岡谷市フリースクール等利用料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他補助対象者が納入したフリースクール等の利用料の額が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、次に掲げる日までとする。

(1) 4月分から9月分までの利用料 10月20日

(2) 10月分から翌年の3月分までの利用料 翌年の4月10日

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、及び確定し(以下「交付決定等」という。)、岡谷市フリースクール等利用料補助金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(規則の準用)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。